

被爆者援護法（厚生省よりの法令協議）

平成6年11月11日

北東アジア課（斉藤）

標記に関し、厚生省の1次回答に対し、以下のとおり質問することとしたい。

1. 回答1. (2)のできない理由は如何。
2. 回答2. のできない理由は如何。
3. 回答3. (2)の理由は如何。
4. 回答3. (4)の国外からの申請者には支給されない理由は如何。

(了)